

被保険者の所在不明につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月19日

北上市長 八重樫 浩 文

1 送達を受けるべき者

氏 名	被保険者番号	住 所
軽石 勇孝		

2 送達する書類

令和7年度後期高齢者医療保険料督促状 第11期

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

書類は福祉部国保年金課に保管しており、本人からの申し出があれば交付します